

「マイナンバー制度」の基礎知識 ～事業者に求められる実務対応～

株式会社ヒューマンリソースみらい 代表取締役 荒木 秀

2016年1月からマイナンバー制度が始まります。マイナンバー制度とは「社会保障・税番号制度」のことで、日本に居住する全国民が対象となります。個人番号（以下マイナンバー）は導入開始まで9か月、配布開始まで半年を切りましたが、まだまだ認知がされておられません。しかし、すべての事業者が取り組む義務があり、雇用管理において大きな変革をもたらすこととなります。今回の特集でマイナンバー制度の概要と事業者に求められる実務対応について説明していきます。

個人番号と法人番号

マイナンバーは12ケタで表され、個人一人一人に固有の番号が付与されます。氏名・住所・性別・生年月日と常にセットで管理され、プライバシーと密接に関係しています。個人に付与されるマイナンバーとは別に、すべての法人に対して法人番号というものも付与されます。法人番号と個人番号は下の表のような違いがありますが、一番大きな違いは、法人番号はホームページ等で公開されるのに対し、マイナンバーは非公開の元で厳重な取り扱いが求められています。（表1）

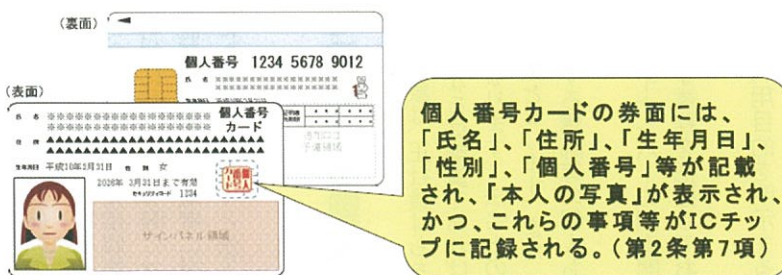
※表1

	法人番号	個人番号
管 轄	国税庁	総務省・市町村
桁 数	13桁予定（すべて数字）	12桁予定（すべて数字）
対 象	設立登記された全法人	住民票を有する全国民
送付場所	登記上の住所地	住民票の住所地
番号の公開	公開（ホームページ等で提供）	非公開（厳重取扱い）
利用制限	無	有（社会保障・税・災害）
利用開始	2016年1月申告書提出分より利用開始	2016年1月より利用開始
番号変更	原則不可	原則不可

通知カードと個人番号カード

個々のマイナンバーは、今年10月以降住民票の住所地に送られて来る「通知カード」で知ることが出来ます。ただし通知カードだけでは本人を証明することにはなりませんので、16年1月以降に交付される「個人番号カード」（図1）を利用していくこととなります。個人番号カードを取得するには、交付申請書を郵送し、市町村役場で受

※図1



出典：マイナンバー概要資料（内閣官房）